

平成 2 1 年

## 第 4 回美濃市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 開会

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 閉会

美 濃 市 議 会

## 平成21年第4回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月29日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
議第50号・議第51号・議第52号(参事兼秘書課長 古田則行君)	4
休憩	5
再開	5
質疑	5
委員会付託省略(議第50号から議第52号まで)	6
討論	6
並 信行議員	6
議案の採決	7
閉会の宣告	7
市長あいさつ	7
会議録署名議員	9

美濃市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年5月29日に第4回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年5月21日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成21年 5 月 29日

平成21年第 4 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年 5 月 29 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 第 4 議第51号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第52号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 5 までの各事件

---

### 出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 廣夫

議会事務局  
書記 長屋 充宏

議会事務局長 井上 司  
議次

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第4回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第4回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、5月19日に開催されました国際自転車ロードレース「第13回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」におきましては、議員各位を初め多数の市民の皆様、企業の皆様、ボランティアの皆様、そして大会関係者の皆様には多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、国・県内外から多くの来訪者を迎え、事故もなく、成功裏に終了することができました。いよいよ3年が経過いたしました。今後とも市民、実行委員会、議会、自治会等の御理解を得て実行していくことにいたしましたので、よろしく願いいたします。

また、5月20日には文化庁より、本美濃紙がユネスコの世界無形文化遺産への登録提案候補に決定の発表がありました。県内からは、高山祭の屋台行事との2件が提案候補となり、今年8月に文化庁からユネスコに提案され、来年9月には登録される予定となっております。これは、長年にわたり、先人を初め関係者の皆様が、本美濃紙に対してさまざまな取り組みをされてきたことや市の取り組んできたことが今回の決定につながったと思っております。世界遺産への登録は、本美濃紙が世界的ブランドとなることであり、画期的ですばらしいことであります。私としても、長年の美濃和紙に対し、その伝統を守り振興に努めてきたことが報われ、無上の喜びであります。市としては、今後もその技術を守り将来に残していくために、格段の努力をしまいたいと存じますので、また御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

新型インフルエンザにつきましては、国内においても5月16日に神戸市において初の感染が確認され、その後も兵庫県、大阪府を中心に急激に広がっております。美濃市においても、修学旅行の延期等影響が出始めておりますが、市としましては、県内や市内に新型インフルエンザが発生した場合やその予防に備えて、庁内に市長を本部長とする対策本部を設置し、市民の皆様の安心・安全に万全を期しているところでございます。5月21日には、市民への啓発のため、相談窓口、予防対策を記載したチラシを新聞折り込みにより各世帯に配布し、正しい情報に基づいた冷静な対応をしていただくよう呼びかけております。

さて、国においては、雇用対策、環境対策等の経済危機対策を柱とする補正予算が審議中

でございますが、昨年からの急激な景気の後退により、民間企業の今夏のボーナス支給額が前年を大幅に下回る見通しとなり、これを受けて人事院は国家公務員の期末手当等について初めて減額の臨時勧告を行いました。本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、この人事院勧告に関連した条例改正が3件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成21年第4回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

開会 午前10時04分

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第50号から第5 議第52号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、議第50号から日程第5、議第52号までの3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第50号から議第52号までの3案件について、参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） それでは、議第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の1ページをお開きください。また、赤スタンプ2、議案説明資料の1ページ及び2ページを御参照ください。

今回の改正は、平成21年5月の人事院勧告に基づき民間の特別給の状況を反映し、公務員

給与と民間給与との格差是正を目的とし、平成21年6月に支給する国家公務員の期末・勤勉手当を暫定的に0.2ヵ月減額する措置が実施されることに準じまして、条例の改正をするものでございます。

本条例の改正内容といたしましては、新たに附則に1項を加え、附則の第5項といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の212.5、」とあるのは「100分の192.5、」とするということを規定いたしております。

附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

続きまして、議第51号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の2ページをお開きください。また赤スタンプ2、議案説明資料の3、4ページを御参照ください。

本条例の改正につきましては、議第50号で御説明申し上げました提案理由及び内容が同じでございますので、説明を省略させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議第52号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の3ページをお開きください。また赤スタンプ2、議案説明資料の5ページから7ページを御参照ください。

本条例の提案理由につきましては、前に御説明をいたしました議第50号及び議第51号が同様でございます。

改正内容につきましては、本条例で期末手当の額についてを定めております第17条第2項及び勤勉手当についてを定めております第18条中の改正は、字句の整備でございます。

次に、新たに附則に1項を加え、附則の9項といたしまして、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し、一般職員、特定管理職員等に対する支給率をそれぞれ規定いたしております。

なお、附則では、この条例の施行日を公布の日からとしております。

以上で、議第50号、議第51号及び議第52号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時11分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件につ  
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、議第52号 美濃市職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例への反対討論を行います。

この条例が提案された背景には、5月1日の人事院勧告に基づき民間の特別給の状況を反  
映し、公務員給与と民間給与との格差是正を目的として、平成21年6月に支給する国家公務  
員の期末・勤勉手当を暫定的に減額する措置が実施されることに伴い、一般職員の給与に関  
する法律が改正されることがあり、同様な減額措置を講ずるものとされております。

5月1日の人事院臨時勧告は、例年なら本調査として通常約1万1,000社を調査した後  
に行われるものを、財界からの賃金抑制要求にこたえる形で、通常のおよそ4分の1の2,700  
社の特別調査を根拠とした極めて異例な勧告であり、4月の調査時点では、調査対象の約1  
割しか夏季のボーナスを決定していなかったといえます。人事院の谷総裁みずから、「全体  
を反映したかと言えば、そうではない」と認めたルール違反というべきものです。

そもそも今回の経済危機は、派遣労働法を制定し、さらに改悪を重ねたことから、非正規  
労働者を主とする低所得者をふやしたために、既に消費不況に陥っていた日本経済がアメリ  
カ発の金融危機に巻き込まれて起こりました。消費の落ち込みは先進国中でも最も顕著とな  
り、事態の深刻化を招いております。

今打つ手は、家計を温め消費を拡大するべきなのに、今回の夏のボーナスを0.2ヵ月ない  
し0.1ヵ月減額することは、この後に続く民間企業の一時金引き下げの口実にもなり、デフ  
レスパイラルの後押しをすることです。

5月27日の新聞によれば、政令指定都市を除く全市区町村の90%、県下では42自治体中40  
自治体までが条例改正で職員ボーナスを減額する見通しとされております。

政府は、経済対策と称して定額給付金をばらまきました。その効果には疑問を持つもの  
ですが、本来支払われるべき夏季手当の減額は、景気悪化をさらに加速させるだけであり  
ます。

今回の条例提案に見られる、全国、県下他市町村が減額するから当市も行わなければ市民

感情にこたえられないという議論は、さきの学童保育の値上げ、老人施設の入浴の有料化、学校体育施設の有料化、学校給食の値上げ時にも根拠とされたように、他市町村の大勢が進めることは何でも同じにする横並び主義であり、市の自主性は見えてきません。

今日の長引く不況下では、景気回復のためにも現行条例どおり夏季手当を支給することが最善の選択であると考えます。

以上の理由から、平成21年6月に支給する市職員の期末手当及び勤勉手当を引き下げる条例改正に反対するものであります。

○議長（市原鶴枝君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第50号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第51号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第52号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第52号は原案のとおり可決いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成21年第4回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時18分

---

### 市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 本日の平成21年第4回美濃市議会臨時会におきましては、条例改正3件につきまして慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただき、まことにありが

とうございました。

市政につきましては、順調に事業等は進捗しておりますが、民間企業の3月期決算発表においては多くの企業が大幅減益あるいは赤字となっており、経済環境は依然として厳しいものがございます。市においても、厳しい財政情勢の中で限られた財源を生かし、市政を進めていくためには、今後とも市民と議会と市が一体となり協働で進める必要がございます。議会にありましては、市政に対する御指導と格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本臨時会において、議員各位の熱心な審議により、ここに案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対しお礼を申し上げます。本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年5月29日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      太   田   照   彦

署 名 議 員                      森                      福   子